

資料－1

令和7年5月7日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

【議題1】

第21期奄美大島海区漁業調整委員会の
会長及び職務代理者の選出について
(協議)

奄美大島海区漁業調整委員会事務規程を次のように定める。

奄美大島海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 奄美大島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、[漁業法\(昭和24年法律第267号\)](#)その他の法令の定めるところにより、奄美大島海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、鹿児島県大島支庁内に置く。

(構成)

第3条 委員会は、委員10名をもって組織する。

2 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、委員の中から、知事が選任した者をもって充てる。

3 専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、学識経験がある者の中から、知事が選任する。

(事務局)

第4条 委員会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局に次の職員を置くものとする。

(1) 事務局長

(2) 次長

(3) 書記

2 事務局長は、会長を補佐し、委員会の事務を掌理する。

3 事務局長は鹿児島県大島支庁農林水産部林務水産課長をもって充て、次長は鹿児島県大島支庁農林水産部林務水産課水産係長をもって充てる。

4 書記は、会長が任免する。

(職務権限)

第5条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ互選した者が、定められた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第2項の職務を代理する者がともに互選されていないか、若しくは欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、知事が招集する。

2 会長(会長及びその職務を代理する者がともに欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは知事)は、委員の3分の1以上の者から、書面で会議に附議すべき事項を示して、会議の招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から7日以内に、会議を招集しなければならない。

3 会長(会長及びその職務を代理する者がともに欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、知事)は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ書面をもって、会議に附すべき事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によつて、公示しなければならない。

第7条 委員会は、定員の過半数に当る委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令に特別の定がある場合のほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開する。

第8条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限つて議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、会長の許可をうけて、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。

2 前項の許可は、要求の順序によつてするものとする。

3 会長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終つた後、会長席に復さなければならない。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(議事録)

第11条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

(1) 委員会の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事事項

(4) 議決の結果

(5) その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(連合海区委員の選出及び任期)

第14条 [漁業法第147条](#)の規定によつて、連合海区漁業調整委員会が設置された場合、本委員会を代表する委員は、委員が互選するものとする。

2 前項の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、委員会の議決によつて行ふものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

1 この規程は、昭和34年2月13日から施行する。

- 2 奄美大島海区漁業調整委員会事務規程(昭和29年9月2日奄美大島海区漁業調整委員会議決)は廃止する。
- 3 この規程の施行の際書記の職にある職員は、別に辞令を發せられない限り 第4条の規定による、書記に任命されたものとみなす。
附 則(昭和51年10月18日奄美大島海区漁業調整委員会告示第1号)
この規程は、昭和51年10月18日から施行する。
附 則(昭和55年3月10日奄美大島海区漁業調整委員会告示第1号)
この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
附 則(昭和62年10月26日奄美大島海区漁業調整委員会告示第62—1号)
この規程は、昭和62年9月22日から施行する。
附 則(平成19年6月8日奄美大島海区漁業調整委員会告示第19—1号)
この規程は、平成19年6月8日から施行する。
附 則(令和2年11月27日奄美大島海区漁業調整委員会告示第2—1号)
この規程は、令和2年12月1日から施行する。